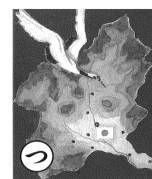




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年8月24日(火) 第9929号

目次

	ページ
監査委員公告	
○監査結果の公表	2
○監査結果に基づく措置状況	5

■ 監査委員公告

◎監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年8月24日

群馬県監査委員 林 章
 同 石原 栄一
 同 岸 善一郎
 同 井下 泰伸

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和2年度会計
 - (2) 監査対象機関 地域機関等34機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部環境事務所 (令和3年7月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中部農業事務所 (令和3年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋土木事務所 (令和3年5月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎土木事務所 (令和3年5月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

- (2) 北群馬渋川振興局

--	--

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川森林事務所 (令和3年5月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川土木事務所 (令和3年5月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部環境森林事務所 (令和3年7月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部農業事務所 (令和3年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎土木事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中土木事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡森林事務所 (令和3年5月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡土木事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡森林事務所 (令和3年5月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡土木事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻環境森林事務所 (令和3年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

吾妻農業事務所 (令和3年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中之条土木事務所 (令和3年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田環境森林事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田農業事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田土木事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東部環境事務所 (令和3年7月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部農業事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田土木事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林土木事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生森林事務所 (令和3年5月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生土木事務所 (令和3年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 知事戦略部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東京事務所 (令和3年7月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
上信自動車道建設事務所 (令和3年5月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
八ッ場ダム水源地域対策事務所 (令和3年5月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
経営戦略課 (令和3年7月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発電課 (令和3年7月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地課 (令和3年7月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水道課 (令和3年7月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和3年7月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年8月24日

群馬県監査委員 林 章
 同 石原 栄一
 同 岸 善一郎
 同 井下 泰伸

監 査 対 象 機 関	土屋文明記念文学館
-------------	-----------

監査結果の公表年月日	令和3年3月31日（群馬県報号外第18号）監査公表第1号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第7条第1項で、パートタイム会計年度任用職員には通勤に係る費用弁償を支給することとされており、その通勤に係る費用弁償の額については、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則第19条第1項第2号ロに定められている。</p> <p>当該機関は、任用した第3種会計年度任用職員1名に対して支給する通勤に係る費用弁償の額を算定する際、算定の基礎となる通勤距離を誤ったため、令和2年4月分から同年10月分までの7か月分の通勤に係る費用弁償の額が32,424円支給超過となっていた。</p>
講じた措置	<p>通勤に係る費用弁償を正しい額で再認定するとともに、支給超過額については戻入処理し、令和3年2月4日に返納手続が完了した。</p> <p>今後は、再発防止を図るため、認定を行う際には、電子地図の計測結果を添付し、所属内で確認を行うこととした。</p>

監査対象機関	東部児童相談所
監査結果の公表年月日	令和3年3月31日（群馬県報号外第18号）監査公表第1号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約ができるのは、それぞれ地方自治法施行令で定める場合のみである。このうち随意契約によることができる場合は、同令第167条の2第1項各号及び群馬県財務規則第188条各号で規定されており、財産の買入れの場合、予定価格の限度額は160万円とされている。</p> <p>当該機関は、物品の購入に当たり、同一日に同一の3者を相手方とする見積合せを2回に分けて行い、予定価格の合計額が2,013,440円であるにもかかわらず、一般競争入札に付さず随意契約を締結していた。</p>
講じた措置	<p>再発防止のため、群馬県財務規則等の関係法令にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>また、複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	林業試験場
監査結果の公表年月日	令和3年3月31日（群馬県報号外第18号）監査公表第1号
監査の結果	<p>（指摘事項）</p> <p>群馬県財務規則（以下「規則」という。）第35条の規定により、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行うものとしてされている。また、規則第44条第1項の規定により、歳入を調定したときは、直ちに納入通知書を作成して納入に送付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和2年2月3日に調定回議書を作成した5件、計58,878円の調定について、納入への納入通知書の送付を失念し、職員が自ら同年3月30日に納付していた。</p> <p>（指摘事項）</p> <p>当該機関は、作業服の購入及び支払に当たり、次のとおり適正を欠くものがあった。</p> <p>(1) 群馬県財務規則第64条第1項の規定により、支出負担行為者は、支出負担行為をするときは、別に訓令で定める回議用紙又は物品購入等回議書により、支出負担行為の決議をするものとされているが、別に訓令で定める回議用紙又は物品購入等回議書による支出負担行為の決議を行わずに発注し、相手方に納品させて</p>

	<p>いた。</p> <p>(2) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条において準用する同法第10条の規定により、対価の支払の時期を書面により明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日が支払の時期とされているが、書面により対価の支払の時期を明らかにしていないにもかかわらず、15日以内に支払を行っていなかった。</p> <p>なお、群馬県職員被服貸与要領第13条第1項の規定により、所属長は、被服等を貸与したときは、被服等貸与簿を作成し、貸与の状況を明らかにしておかなければならないとされているが、当該機関は、平成30年度及び令和元年度において被服等貸与簿を作成していなかった。</p>
講じた措置	<p>指摘された5件、計58,878円の使用料について、納入通知書を再発行のうえ納入者に送付し、令和2年5月15日までに収納された。なお、職員が自ら納付した納入金は戻出の手続を完了した。今後は、群馬県財務規則等の関係法令に則った適正な収納事務を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>また、指摘された作業服の購入及び支払については、相手方に納品と未払いの事実確認を行ったうえで、回議用紙により支出負担行為の決議をし、令和2年6月26日に支払を完了した。なお、被服貸与簿を整備し貸与の状況を明らかとした。今後は、群馬県財務規則等の関係法令に定められた物品発注手続を行い、期日までに支払を済ませるよう職員に周知徹底するとともに、複数の職員による納品管理、支払確認など所属内のチェック体制を再確認した。</p>

監査対象機関	高崎北高等学校
監査結果の公表年月日	令和3年3月31日(群馬県報号外第18号)監査公表第1号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>所得税法第204条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、報酬等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、運動部活動外部指導員1名に対し、令和2年3月2日に支払った謝金から所得税及び復興特別所得税を源泉徴収したが、納付期限が同年4月10日であったにもかかわらず、事務調査日(令和3年2月16日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。</p>
講じた措置	<p>事務調査終了後に延滞税及び納付方法を所管税務署に確認したところ、延滞税は課税されないことが判明し、令和3年2月19日に、未納となっていた所得税及び復興特別所得税を納付した。</p> <p>今後は担当者による納付管理、複数の職員による支払確認及び歳計外現金残額の確認を徹底し、適正な事務処理に努めることとした。</p>

監査対象機関	太田特別支援学校
監査結果の公表年月日	令和3年3月31日(群馬県報号外第18号)監査公表第1号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(以下「条例」という。)附則第3条によると、「施行日の前日において特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員(月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。)で、施行日においてこの条例の適用を受けることとなるもののうち、施行日以後にその者が受けることとなる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は第5条第2項の規定による報酬の月額(以下「給料月額等」という。)が施行日の前日において受けていた報酬の月額に達しないこととなるもの(教育委員会規則で定めるものを除く。)には、給料月額等のほか、その差額に相当する額として教育委員会規則で定める額を給料又は報酬として支給する」とこととされている。</p> <p>当該機関は、令和2年4月1日以降、新たに会計年度任用職員となった介助嘱託</p>

	員について、条例附則第3条の適用対象外であるにもかかわらず、報酬の月額115,500円に条例附則第3条の適用に伴う差額相当額1,500円を含めた117,000円を報酬の月額として支給しており、その結果、監査基準日(令和2年10月31日)現在において、報酬の月額及び報酬の月額を基に算出する期末手当の支給額が合計15,810円過大となった。
講じた措置	過大支出であった報酬及び賞与については戻入処理を行い、令和3年4月12日に返納手続が完了した。過控除であった所得税等は還付請求を行った。 今後は報酬の算定基礎となる書類は複数人で確認を行うとともに、事務処理での誤りを起こさないように確認を徹底することとした。

監査対象機関	館林高等特別支援学校
監査結果の公表年月日	令和3年3月31日(群馬県報号外第18号)監査公表第1号
監査の結果	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、常時必要とする経費を除き、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、令和2年2月13日に資金前渡された負担金4,000円について、事務調査日(同年11月19日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。
講じた措置	精算を行っていなかった前渡金は事務調査終了後、速やかに群馬県財務規則にのっとり精算を行った。今後、再発防止に向けて複数の職員による確認を徹底し、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	心臓血管センター
監査結果の公表年月日	令和3年3月31日(群馬県報号外第18号)監査公表第1号
監査の結果	(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項の規定により、収入調定者は、納人が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(令和元年8月21日から令和2年3月17日)までに納付されていない未払診療費について、期限までに督促していないものがあつた。 (注意事項) 群馬県病院局行政財産使用料徴収規程第4条第2項の規定により、行政財産を使用する者が使用した電気、水道、ガス等の経費については、同条第1項の使用料の年額に加算して徴収するものとされている。 当該機関は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、分掌する行政財産の施設に業務用事務所を設置する者に対し、令和2年3月1日から令和6年3月31日を許可期間とする行政財産の使用許可を行い、同規程第2条により使用料を徴収したが、同規程第4条第2項に定める光熱水費の徴収を事務調査日(令和3年1月25日)現在において行っていない。
講じた措置	事務調査後は、納付期限までに納付されていない診療費について、群馬県病院局財務規程に規定された期限までに督促している。 今後の再発防止のため、群馬県病院局財務規程及び県立病院未収金管理事務の手引きについて再周知するとともに、複数職員による確認を徹底することとした。 光熱水費については、事務調査後、当該行政財産の使用者に対して、群馬県病院局行政財産使用料徴収規程第4条第2項に定める光熱水費のうち、既に納付期限を経過しているものについて令和3年3月3日に請求し、同月22日に収納した。今後発生する光熱水費については、毎月請求を行う。 再発防止に向けて、群馬県病院局行政財産使用料徴収規程及び使用許可の手引き

について再度周知を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111